

右成案を得て一月二十日迄が成歩を待し、各労働同盟
会日総同盟中央委員会、意見に従ひ、所屬各組合が加盟す
るとし、東京第一組合外東京府に在る組合之れに参加し
、労働階級、解散、各々に協力しつゝ、あり、

五案維持法及要請、調停法労働組合法、反對運動

一月一日に執行委員会は右悪法及對運動を禁ずべく會
議し、中央委員会、指命を、及對理由と目的とを以て
云、後、運動を望む。

中央委員会より、指命書

労働法學に對する談話、方針

一、労働法維持法に對しては、此の法案は要するに過激社会
運動取締法案、後述であつて、反動的的精神に基くものであらう。

に於ては、法律の立法精神が法律の實際適用者たる官權
により、亂用、濫用せらるゝ危険、多分に存すること、過去の
警告、即ち、實例に徴し、極めて明瞭である。

即ち、今労働組合法が、堅実に発布せんとして、ある時、斯如
の、用、又、小、さい、法律を、発布すること、は、彼らに、労働階級を、威
嚇し、其の心理を、悪化せしむる、恐れ、があつて、却て、労働組
の、堅實化を、阻害する、もの、である。

(一) 政府が、最近、進歩的労働法制に、努力しつゝ、あるは、或る、方向
に、あるが、一方に、於て、斯如く、悪法を、發布する、は、餘り、商人、的、操
別に、より、労働階級を、愚弄する、もの、にして、畢竟、労働法に、害す
る、政府の、態度、を、不、廣、愴、着、を、暴露する、もの、である。
以上、の、骨子、を、以つて、法案維持法案に、對して、断平、なる、反
對、を、有す。

(二) 労働爭議調停法案に對しては